

本部組織の一部改正について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、コンプライアンス態勢の更なる強化、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止態勢の高度化を図るため、2019年4月1日付で本部組織の一部を下記の通り改正しますので、お知らせいたします。

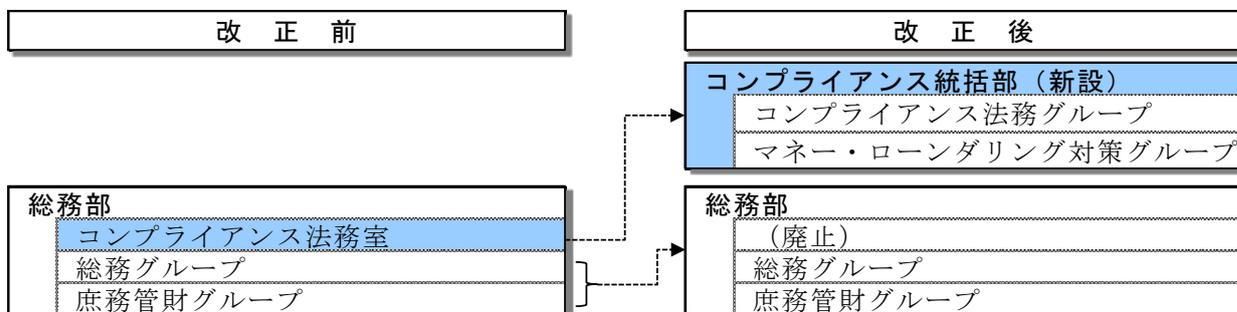
記

1. 改正内容

コンプライアンス態勢の更なる強化を目的に「コンプライアンス統括部」を新設し、従来「総務部」内に設置していた「コンプライアンス法務室」を「コンプライアンス法務グループ」として新設部署内に移設します。

また、国際的に要請されているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「マネー・ローンダリング等対策」という。）を当行の重要課題の一つとして認識し、マネー・ローンダリング等対策の専担部署となる「マネー・ローンダリング対策グループ」を設置し、関連情報を一元的に管理のうえ、対策の高度化を図ります。

（組織改正の略図）



2. 実施日

2019年4月1日（月）

以上